企画競争実施の公示

平成３０年１０月２６日

近畿地方整備局長
黒川　純一良

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

１．業務概要

(1)業 務 名　建設産業の働き方改革広報業務

(2)業務内容　本業務は、魅力ある建設産業を目指すため、働き方改革の取り組みみについて座談会を企画・開催して、その内容等について新聞掲載により建設産業に携わる業界へ啓発するとともに、国土交通省の働き方改革施策の理解を促進するものとする。

(3)履行期限　平成３１年３月２０日

２．企画競争参加資格要件

(1)　予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

(2)　平成２８・２９・３０年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有すること。

(3)　企画提案書等の受領期限の日から見積の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(4)　業務実績に関する要件

企画提案書を提出する者は、平成２０年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（再委託による業務実績は含まない）において、１件以上の実績を有していること。

同種業務：道路又は河川に関する広報業務
類似業務　：公共事業に関する広報業務

(5)　本業務を従事させることとする「主任技術者」は、公示日現在の平成２０年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（再委託による業務実績は含まない）において、管理及び統括等を行う者又は担当者としての実務経験があることを証明できる者であること。

同種業務：道路又は河川に関する広報業務
類似業務　：公共事業に関する広報業務

(6)　近畿地方整備局長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。

(7)　会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）でないこと。

(8)　警察当局から、暴力団員が実施的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

３．手続等

(1)　担当部局

〒５４０－８５８６　大阪府大阪市中央区大手前１－５－４４
大阪合同庁舎第一号館
近畿地方整備局　総務部　契約課　購買第二係
電話０６－６９４２－１１４１　　FAX　０６－６９４３－７８３４

(2)　説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成３０年１０月２６日から平成３０年１１月６日までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を除く毎日、９時３０分から１６時００分まで
場所：３．(1)に同じ。
方法：書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は３．(1)に問い合わせること。

(3)　企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限：平成３０年１１月６日１６時００分
場所：３．(1)に同じ。
方法：持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）に限る。

(4)　企画提案に関するヒアリングの有無　　　無

４．その他

(1)　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　関連情報を入手するための照会窓口　３．(1)に同じ。

(3)　企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。

(4)　提出された企画提案書は、当該提出者に無断で２次的な使用は行わない。

(5)　企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。

(6)　特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7)　提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8)　その他の詳細は説明書による。